

電波監理審議会（第944回）議事要旨

1 日 時

平成21年7月8日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （21.5.13諮問第21号）

船舶共通通信システムの普及促進に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第460回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について （諮問第27号）

本件は、諮問第28号と関連する事案であったため、諮問第28号と一括して総務省の説明があった。

(3) 周波数割当計画の一部変更案について （諮問第28号）

本件は、諮問第27号と関連する事案であったため、諮問第27号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

なお、諮問第27号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第28号については、諮問第27号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、Ku帯VSATシステムの高度化に関するものであるが、本システムは平成元年の制度化以降、主に地方公共団体等の防災対策のために用いられている。しかし、今後は、一般家庭で用いられる可能性もあり、特に、デジタル・ディバイド解消戦略において、2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するという目標を達成するために、非常に大きな役割を果たすことが期待されている。

そのため本件改正では、VSAT地球局の受信周波数を拡張することとする。ただし、拡張部分の周波数帯は、電気事業者等の固定局が使用している周波数帯であることから、干渉を受けることとなるVSAT地球局においては、混信回避のため、受信周波数を制御する地球局が受信周波数を適宜選択して変更することができる機能を持つこと及び当該機能により受信周波数を適切に選択することとするものである。

また、現在は周波数変調と位相変調の2つの変調方式のみとなっているところ、幅広く多様な変調方式を選択することを可能とし、また、伝送信号重畳キャンセル技術を導入するための改正を行うものである。

周波数割当計画の変更については、現行の受信周波数に、12.2GHzから12.44GHzまでを加えることにより、その周波数帯に既に割り当てられている公共業務用固定局との優先関係の整理を行うため、VSAT地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない旨の規定を追加するものである。

(4) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について **(諮問第29号)**

2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム用小電力レピータの導入に伴う制度整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセス（BWA）システムの小電力レピータを導入するため、関係規定を整備するものである。

BWAシステムは、主にノートPC等の情報端末によるデータ通信の利用を想定して導入さ

れたものであり、屋外だけではなく、屋内での使用も想定されている。地下街等の店舗の施設内、家屋内、鉄道やバスの車両内等で使用する場合に、通信速度の低下等の問題があることから、携帯電話及びPHSと同様にBWAシステム用小電力レピータについて、情報通信審議会において審議が行われ、本年6月23日にその技術的条件について答申を受けたところである。

本件改正では、BWAシステムにおいてサービスを提供しているUQコミュニケーションズ株式会社が提供するモバイルWiMAX及び株式会社ウィルコムが提供する次世代PHSの2種類のシステムがあるが、それぞれのシステムの規定に小電力レピータに係る技術的条件を追加することとし、簡易な免許手続が可能となる特定無線設備として小電力レピータを追加するため関係規定を整備するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ モバイルWiMAXと次世代PHSの空中線利得が2dB違う理由は何か、との質問に対し、2つの方式の特徴を踏まえた結果である、との回答があった。

(5) 平成20年度電波の有効利用調査の評価について

(諮問第30号)

平成20年度に実施した770MHz以下の周波数帯の電波の利用状況調査に基づく電波の有効利用の程度の評価について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

電波の利用状況調査とは、電波法の規定に基づき、3,000GHz以下の周波数を3年周期で、3つのブロックに分けて行っているものであるが、平成20年度は770MHz以下の周波数帯を対象に調査を行ったものであり、本件はその調査結果を評価するものである。

平成20年度の調査結果としては、全体の無線局数は336.8万局、免許人数は164.3万人となっており、これらの無線局に係る免許人数、無線局の状況等の調査に加え、主要な免許人に対して利用実態、今後の動向等の調査を行ったものである。

770MHz以下の周波数帯全体では、同じ周波数帯の調査を行った平成17年度の結果と比して、無線局数は、アマチュア局が多く減少しているが、他の無線局はほぼ横ばいとなっている。

26.175MHz以下及び26.175MHzから50MHz以下の周波数帯においては利用状況に変化がなかった。

50MHzから222MHz以下の周波数帯は、テレビジョン放送、FM放送、消防・防災無線、公共分野の自営通信等に使用されており、150MHz帯を利用する消防・防災無線が260MHz帯に移行していることから、無線局数が減少しているが、他の無線局については、大きな変化はなかった。

2 2 2 MHz から 3 3 5 MHz 以下の周波数帯は、消防・防災無線等に利用されているが、1 5 0 MHz 帯を利用していた消防・防災無線がこの周波数帯に移行してきていることから、無線局数が増加している。

3 3 5 MHz から 7 7 0 MHz 以下の周波数帯は、テレビジョン放送、防災、タクシー無線等に幅広く利用されている周波数であるが、テレビジョン放送を始めデジタル化が行われており、また、簡易無線の増加に伴い、全体として増加傾向にある。

この調査結果について評価した結果としては、無線設備のデジタル化については、5 0 MHz 帯の簡易無線はデジタル化が行われていないことから、デジタル化・狭帯域化を図ることが望ましく、4 0 0 MHz 帯のタクシー用無線は平成 2 8 年を、4 0 0 MHz 帯の電気事業用無線は平成 2 3 年を、アナログ方式の使用期限としていることから、それぞれデジタル化への円滑な移行を図るものとする。

周波数の再編については、第一に、地上テレビジョン放送のデジタル化を推進することであるが、その他のものとしては、1 5 0 MHz 帯消防用無線の 2 6 0 MHz 帯への移行期限を平成 2 8 年までとしているが、移行が数%の状態であり、今後も移行の促進を図るものとする等の周波数の再編を行うものとする。

周波数割当ての見直しについては、3 5 0 MHz マリンホーンは無線局数が減少しており、2 8 0 MHz 帯ページャーは、地域によっては 0 局になっていることから、廃止の方向を含めて検討することとする。

(6) KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局の包括免許について

(諮問第 3 1 号)

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から申請のあった携帯無線通信用小電力レピータの包括免許についてである。

本件は、携帯電話の圏外の解消のために導入するものであり、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から、平成 2 0 年 1 月に電波監理審議会からの答申を受け包括免許が付与された 8 0 0 MHz 帯及び 2 GHz 帯で使用する小電力レピータから、小型化を図った 2 GHz 帯で使用する小電力レピータについて包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第 2 7 条の 4 の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致することについて申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行

うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件により包括免許を付与する小電力レピータは、現在包括免許を受けているものを小型化したことにより、別の包括免許が必要になったということか、との質問に対し、現在免許を受けている小電力レピータは800MHz帯及び2GHz帯で使用する小電力レピータであったが、本件小電力レピータは、需要の多い2GHz帯のみで使用し、アンテナを一体化したことにより小型化したものであり、使用する周波数が異なることから、別の包括免許を与えることとしたいものである、との回答があった。

(5) その他

日本放送協会平成20年度収支決算及び業務報告書の概要並びに日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務における実施要綱の変更について報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)